



答 申 書

令和7年6月26日

取手市特別職報酬等審議会

取手市特別職報酬等審議会 委員

会 長	劔 持 禎	(農業団体)
副会長	村山 貴子	(学識経験者)
委 員	桃井 省吾	(金融機関)
	佐竹 昭宙	(金融機関/前任者)
委 員	成島 久美子	(商工業団体)
委 員	小 林 浩	(企業・事業所)
	塩塚 洋志	(企業・事業所/前任者)
委 員	渡部 日出雄	(市議会議員経験者)
委 員	寺 田 満	(市政協力員)
委 員	中村 治郎	(労働団体)
委 員	大久保 礼子	(婦人団体)
委 員	芝沼 雅敏	(青年団体)

令和7年6月26日

取手市長 中村 修 様

取手市特別職報酬等審議会
会 長 劔 持 禎

取手市議会議員の報酬額について（答申）

令和6年11月21日付け取総発第298号で諮問のありましたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 報酬額

取手市議会議員の現行の報酬水準の妥当性を審議した結果、報酬額を以下の額に改定することが適当であると考えます。

議 長	537,000円
副議長	481,000円
議 員	448,000円

2 改定時期

審議の経過を踏まえ、速やかな実施が望ましい。

3 審議経過

別紙のとおり

4 その他（附帯意見）

今回の特別職報酬等審議会は、約30年ぶりの開催となった。今後は、物価や他自治体の議員報酬の額の推移等、社会情勢の変化を見ながら、議員報酬が全国水準と比較し適正かを検証する機会を設けることが望ましい。

I. はじめに

本審議会は、取手市議会からの開催依頼を受けて令和6年11月21日付けで設置され、取手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長から『取手市議会議員の現行の報酬水準の妥当性』について意見を求める旨の諮問を受けた。各委員は、公共的団体及び市民を代表する者としての自覚と責任の下、市民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。

審議に際しては、取手市の議員報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料額等の改定状況、一般職の人事院勧告における月例給のベースアップの推移、全国にある取手市の類似団体^(注1)及び茨城県内各市の議員報酬額との比較、水戸市及び関東地方の物価指数の動向、さらには取手市議会の活動状況等、議員報酬が現行額に至った平成6年当時と現在の社会経済情勢の変化等を参考にした。令和6年11月以降、計4回にわたる審議会において、各委員の市民感覚を交えた意見を基に慎重な審議を重ねた結果、議員報酬の額を改定することについて答申を行うものである。

II. 諮問事項を取り巻く状況と検討内容

(1) 議員報酬額の改定経過

現行の取手市議会議員の報酬（議長／494,000円、副議長／444,000円、議員／411,000円）は、平成6年10月1日に改定されたものであり、約30年にわたって、その額が据置きとなっている。

以下に議員報酬の改定状況を見ると、据置きであった平成2年を除き、平成元年から平成6年までの毎年、引上げ率2.28%～6.24%の範囲で増額改定が行われていた。直近平成6年改定時の審議においては、①景気の低迷による厳しい経済情勢、②前年度の一般職員の給与改定状況、③県内20市の議員報酬額の状況、④首都圏に位置する地域性、⑤取手市の財政状況等の観点から審議がなされ、「現下の厳しい経済社会情勢及び世論の動向などを考慮しつつも、近年における当市の状況は、県内他市と比較して都市的形態の急激な進展に伴って、市民の行政への要望も複雑多岐にわたり、その行財政需要の増加と行政の複雑化は、ますます特別職の職務を質量ともに増大させているという実状を勘案すると、議員の報酬の改定を行うことが必要」として、増額改定の答申に至っている。

(2) 他市の議員報酬額との比較

茨城県内32市は、人口及び議員報酬額の上位・下位の開きが大きく、最大値と最小値を比べると、人口で約24万人、報酬額で33万1千円の較差が見られる（令和7年4月

(注1)「類似団体」…全国の市町村を「人口」と「産業構造」により35の類型に分類した結果、同じ類型に属する団体をいう。取手市の類似団体は、全国49市、関東16市となる。

1日現在)。このうち、取手市の議員報酬額は、上から6番目（上位20%圏内）であり、県内各市の平均額との対比において1万9千円程度、取手市の報酬額が上回っている。

一方、取手市の類似団体に当たる全国49市の人口は5万人程度の幅に収まるにもかかわらず、報酬額の最大値と最小値の差は28万2千円と大きな開きが見られる。これら全国類似団体の報酬額と比較した場合、取手市の議員報酬額は下から6番目（下位15%圏内）となっており、類似団体の平均額との対比において7万2千円程度、取手市の報酬額が下回る（令和7年4月1日現在）。

以上は、議員の報酬に関する比較であるが、議長及び副議長の報酬についても、同様の傾向である。

（3）議会の役割と議員の職務

令和5年の地方自治法の改正により、「普通地方公共団体の議会は、…当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する」^(注2)「…議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」^(注3)として、地方議会の役割や議員の職務の明確化が図られた。全国都道府県議会議長会は、この法改正により地方議会の位置付け等を明文化することの重要な意義として、「議会とは何かを住民にしっかりと御理解いただく」「議員がその重い責任をさらに強く自覚する」「女性や若者など多様な人材の議会への参画を図る」という3点を挙げており、活力ある地方議会の実現に向けた取組が強く求められている。

（4）取手市議会の特色ある取組

取手市議会の先進的な取組は、平成20年から平成21年に、議長発議により「議会改革調査特別委員会」が設置され、正副議長・各会派・議会事務局からの改革事項の提案により調査が行われたところから本格的に始まっており、比較的早期の段階から進められてきた。これにより、地方議会を対象とした議会改革度調査において全国1位に選ばれるなど、取手市議会の取組と成果は、全国的にも高い評価を受けている。

①議会活動の『市民に見える化』

- ・平成21年／ユーチューブがライブ配信に対応していない当時から、本会議のインターネット配信を開始
- ・平成22年／本会議に採決表示システムを導入し、議案に対する各議員の賛否の状況を表示
- ・平成28年／政務活動費の交付に関して、領収書原本を必須とし、市ホームページにおいて収支報告に加え、全ての領収書を公開

^(注2) 地方自治法 第89条第2項

^(注3) 地方自治法 第89条第3項

②ICTを活用した議会運営の効率化と『人に優しい議会』の両立

- ・令和2年／新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の最中、市議会災害対策会議、市議会感染症対策会議をオンラインで開催
- ・令和2年／オンラインによる委員会出席を可能にし、看護や子育て、介護などを理由とした議員の自宅からの委員会出席を実現
- ・令和2年／タブレット端末を導入し、議案や議会資料の原則ペーパーレス化により、環境に配慮した議会運営を促進
- ・令和4年／委員会のユーチューブによるライブ配信をよりリアル化するため、全方位（360度）カメラを導入。傍聴に向くことが難しい方に配慮
- ・令和4年／オンライン本会議の実現化に向けて、デジタル庁、総務省、自由民主党本部に地方自治法改正を求める意見書を提出
- ・令和6年／委員会の選挙でタブレット端末を用いた投票を実施

③市民の市政に対する関心・参加を促す取組

- ・平成28年～／議員が中学校に出向いて授業をした後、生徒に提案、質疑、採決までの模擬議会の体験機会を提供する中学生とのコラボ事業を実施
- ・平成30年～／議会報告会を「市民との意見交換会」に形を変えて開催。市民の意見を広く市政に反映させる取組を実施

(5) 議員報酬の考え方

社会情勢の変化に伴って住民要望が多様化し、活力ある地方議会の実現に向けた取組が求められる中で、議会及び議員の活動は、複雑多岐にわたっている。

地方自治法上の解釈からすると、議員報酬の法的な位置付けは、「一定の役務の対価として与えられる反対給付であり、常勤職員に支給される給料（生活給）とは異なる」^(注4)とされている。こうした中、全国の市議会議員の専業率は47.0%（令和6年6月調査）と約半数を占めており、現実的には、議員報酬を生活給と捉えている議員も多いと考えられる。なお、取手市議会議員の専業率は、全国平均値より大幅に高い状況が見受けられる。

地方議会の活性化に向けては、年代、性別、職種などについて、幅広い階層で議会が構成されることが望ましいとされているが、小規模な市町村議会において議員のなり手不足が深刻化しているケースが生じているように、地方議会は、様々な潜在的課題への対応が必要な局面を迎えている。

^(注4) 松本英昭『新版 逐条地方自治法（第9次改訂版）』、学陽書房、平成29年10月739～741頁、748～750頁参照

Ⅲ. 審議の経過

(1) 第1回審議会(令和6年11月21日開催)

事務局から示された県内及び類似団体の議員報酬額の状況、一般職の給料額と議員の報酬額との比較、取手市議会議員の期末手当を含めた年間の総収入、物価指数の推移等の資料を参考として、諮問事項である『取手市議会議員の現行の報酬水準の妥当性』についての検証を開始した。

この中で、議員報酬の額は各自治体間の較差が大きく、県内32市では約33万円、類似団体49市でも約28万円の較差が見られたため、目安とすべき報酬水準額について審議を重ねていく必要性が認識された。また、議員報酬は、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付であって、常勤職員に支給される給料に当たる生活給ではない^(注5)とされていることに触れ、「議員報酬の性格の整理が必要」「専門の議員が一定数いる中で、議員になることへの魅力もさることながら、議員を職業として選択できる水準の報酬額は必要」等、議員報酬の在り方について議論がなされた。

さらに、「定例会や委員会等の公務のほか、議員活動としてどういったものがあるのか」との質問があり、次回(第2回)の審議会では、報酬の対価とされる議会活動や議員活動に対する理解を深めるため、取手市議会議長に出席を依頼することとし、第1回審議会を終了した。

(2) 第2回審議会(令和7年2月20日開催)

取手市議会議長及び議会事務局に審議会への出席を依頼し、市議会の役割や本会議及び委員会等の公務のほか、日頃の市民からの要望聴取や、自主的な地方公共団体の課題の調査等、普段見えない公務外での議員活動等についても詳細な説明があった。

また、議長、副議長の職責や職務、取手市議会の先進的な取組に加え、調査、研究等の経費として会派や議員に支給される政務活動費、さらには、国や地方自治体、全国市・町村議会の関係機関が研究した議員報酬の算定手法について紹介があった。委員からは、「専門の議員が思いのほか多く、専業で生活できる水準の報酬は必要」「若い議員が増えることは、この先の取手市にとって必要」「社会保険料に雇用主負担がなく、全額自己負担となることや、失業保険がないことも考慮すべき」「専業にも様々なケースがあり、議員報酬を生活費としていない場合がある」「議員報酬を決めるルールが分かりにくい」といった意見があった。次回(第3回)の審議会では、現行の議員報酬の妥当性を検証していく判断材料とするため、多様な算定方式を用いて試算した額を基に報酬水準の検証を行うこととし、第2回審議会を終了した。

(3) 第3回審議会(令和7年5月15日開催)

全国の地方自治体の実例や全国市・町村議会の関係機関の研究資料を参考にした、6種類の算定方式を用いた試算結果及びその課題点について、事務局からの説明を受けた後、

(注5) 前掲^(注4) 松本英昭『新版 逐条地方自治法(第9次改訂版)』

これまでの審議経過を踏まえて、取手市の議員報酬は引下げ、据置き、引上げのいずれが妥当と考えるか、全委員から意見を求めた。

試算のうち、現行報酬額を下回る結果となったのは「県内 32 市の平均値・中央値を用いた試算」^(注6)のみで、それ以外の試算結果は現行報酬額を上回っていた。このことに加えて、平成 6 年から約 30 年間、審議会の開催もなく報酬額を据置きとしたまま妥当性を検証する機会がなかった中で、社会経済情勢並びに議会及び議員の職務内容の変化、取手市議会の先進的な取組が他の自治体からも高い評価を受けていること等を鑑みた結果、全委員の総意として、「取手市の議員報酬は引上げ改定が妥当」との見解に至った。なお、現行報酬額よりも低い結果となった「県内 32 市の平均値・中央値を用いた試算」には、取手市よりも人口規模が小さい自治体（議員報酬額が低く設定されている自治体）の数値が大きく影響していたため、これを根拠として現行報酬額の引下げが妥当と判断するのは不相当とした。

続いて、具体的な引上げ額を検討するに当たり、各算定方式について、報酬水準の算定根拠とすることの合理性を検討した。昭和 44 年当時に推奨されていた「部長職の給料額を用いた試算」は、議員と常勤の一般職を比較することに合理性がないこと、「議員活動日数換算モデルを用いた試算」は、議員活動日数の算出が困難であること、「物価指数を用いた試算」は、そもそも現行改定額が物価指数を基に算定したものではない上に、毎年の変動（特に物価が下がった場合）の反映が困難であることから、検討対象から除いた。また、「類似団体の平均値を用いた試算」及び「人口規模別・全国自治体の平均値を用いた試算」は、平均値の特質として、上位・下位の報酬額が算出額に大きな影響を及ぼすことから、検討対象から除いた。

これにより、報酬水準の算定根拠としての合理性の観点から見て大きな異論のなかった「類似団体の中央値を用いた試算」を算定方式として採用することとし、その中の「全国 49 市」「関東 16 市」「人口 10 万規模（10 万人以上 11 万人未満）」の 3 つの区分の中央値を検討対象とした。

そして、現行の報酬額からの上昇幅を含めて総合的に判断した結果、「人口 10 万規模の類似団体の中央値」が改定する報酬額として最も妥当であるとして、次回の審議会（第 4 回審議会）において答申を行うことを決定し、第 3 回報酬等審議会を終了した。

^(注6)「平均値」… データの合計をデータの個数で割って得られる値のこと。外れ値がある場合には、その影響を受けやすい。

(例) 60,20,18,10 の平均値 … $[(60+20+18+10)\div 4]=27$

「中央値」… データを大きさの順で並べたときに順番の中央に位置する値のこと。なお、データの個数が偶数のときは、順番の中央に位置する 2 つを 2 で割った値となる。外れ値がある場合にも、その影響を受けにくい。

(例) 60,20,18,10 の中央値 … $[(20+18)\div 2]=19$

IV. 総括

議員報酬には、職員給与における人事院勧告のような拠り所となる標準ルールがなく、人口規模の違い等によって自治体間で報酬額に大きな差が見られる中で、『取手市議会議員の現行の報酬水準の妥当性』を検証するに当たっては、合理性のある算定根拠を検討することが求められた。

答申に至る経過においては、2つの視点から審議を進めていった。

まず1つ目の視点は、『議員報酬の在り方』である。議員報酬の額は、議員によって専業か兼業か、年齢や世帯状況、在職年数等が異なる中で、自治体ごとに議長・副議長を除く議員全員が一律の額となっている。法的な解釈においても「あくまで報酬（役務に対する対価）であって給料（生活給）ではない」^(注7)とされているが、全国の市議会議員の半数程度が専業議員である現状を踏まえると、議員活動に専念することが可能な報酬水準により、特に若い世代の優秀な人材が議員を目指していけるような環境を整える必要がある。

2つ目は、『議会や議員を取り巻く環境の変化』である。取手市の議員報酬は、据置きのまま約30年が経過したが、コロナ禍が沈静化したここ数年、賃金のベースアップと急激な物価の高騰が進んでいる。その一方で、地方議会や地方議員に求められる役割は、社会情勢の変化と住民要望の多様化とともに、30年前と比べて、明らかに複雑多岐にわたっている。こうした社会情勢、経済情勢の変化の中にあって、取手市議会は、早期から着手してきた議会改革の取組が認められ、全国の地方議会からも先進自治体として高い評価を受けてきた。

これらのことを勘案し、総合的に検証した結果、本審議会は、取手市議会議員の報酬額について、引上げが妥当であると判断した。その上で、具体的な報酬改定額の決定に当たっては、『合理的な算定方式から導かれる妥当な報酬水準』とすることに留意して、複数の算定方式を用いた試算結果について検討を行った。

その結果、取手市と同程度の人口規模、産業構造にある「類似団体」の議員報酬を参照し、かつ、その「平均値」ではなく、上位・下位に極端な値があったとしてもそれに左右されることのない「中央値」を用いることとし、さらには、「取手市の類似団体のうち人口10万規模12市の中央値」からの試算した額を最も妥当な改定額として答申することとした。

(注7) 前掲(注4)(注5) 松本英昭『新版 逐条地方自治法(第9次改訂版)』